

相談センター ぱあとなあの取り組みについて

相談センター 担当理事 澤村康孝

みなさま、こんにちは!相談センターぱあとなあの澤村康孝と申します。いつも大変お世話になっております。今年度は、成年後見人の名簿登録者が600名を超えました。成年後見制度が開始し、約25年が経過する中で、被後見人等の状態や周囲を取り巻く環境も大きく変化しています。このような状況下において、ぱあとなあの会員の皆様も、福祉事業所、行政、社会福祉協議会等、多岐にわたる現場での知識、技術、経験を活かし、専門職後見人として活動されています。

さて、ぱあとなあでは昨今、大きな動きがありますのでご案内したいと思います。1つ目は、2025年4月から、後見等事務報告書等の書式が変わります。

第3 本人の意思確認について【参考:様式1(一部抜粋)】

1 「第2 これまでに行った後見等事務について」で記載した後見等事務の内容は、本人の意思に沿ったものですか。

- ☐ ① 本人が表明した本人の意思に沿っている
- ☐ ② 本人の意思確認が困難なため推定した本人の意思に沿っている
- ☐ ③ 本人の意思が推定できないため、本人にとって最も良い方法を検討し判断した
- ☐ ④ 本人の意思及び推定の意思と異なる判断をした
- ☐ ⑤ その他(今後本人に説明する予定である等)
- ☐ ⑥ 事務によって当てはまる選択肢が異なる

詳しくは、「後見サイト 大阪家庭裁判所後見センター」⇒【重要なお知らせ】◆令和7年4月から後見等事務報告書等の書式が変更されます。⇒「変更後の書式はこちら(最高裁判所後見ポータルサイトへ)」と進んでいくと、後見等事務報告書に関する、初回報告、定期報告、それぞれの書式がダウンロードできるようになっています。今回の改正では、初回報告、定期報告ともに、「本人の意思確認」を問う設問が記載されています。私たち社会福祉士が、クライアントと向き合う時、「本人の意思確認」は当然のことですが、この報告書の中には、様式1にあるように①～⑥について、「意思確認」を詳細に聞いています。この様式1は、見て、意思決定支援の3要素である(1)「意思形成の支援」(適切な情報、認識、環境の下で意思が形成されることに対する支援)(2)「意思表明の支援」(形成された意思を適切に表明・表出することに対する支援)(3)「意思実現」の支援(本人の意思を日常生活・社会生活に反映することに対する支援)を反映しています。

この4月から後見等事務報告書等の書式の変更に伴い本人の意思確認とはどういうことか、意思決定支援とはどのようにアプローチすれば、より良い支援が展開できるか、再考しなければならぬと感じています。

2つ目、市民後見人へのリレーについてです。昨年4月に、ぱあとなあの皆様には、市民後見リレーに関する周知をさせていただきました。市民後見人へのリレーは、令和6年4月1日より被後見人等の誕生月に家庭裁判所へ提出する後見等事務報告書に『市民後見人へのリレーについて(専門職後見人へのお尋ね)』の項目が追加されました。この様式変更は、市民後見人の活動を促進することを目的としたものであり、積極的に市民後見人へのリレーをお願いする内容となっています。

要件としては、(1)受任している事案が後見類型であること(2)被後見人の居住地が「市民後見人養成の取組みがある市町村」であること(3)後見等事務報告書『市民後見人へのリレー』について、後見人から見て当てはまるものすべて項目に該当すること(4)後見等事務報告書の「市民後見人へのリレー」について、市民後見人受任上の問題・課題」具体的には、「財産管理、身上保護についての課題が市民後見人で対応可能な内容であることが前提」であることが記されております。もし、みなさんの活動の中で、市民後見人へリレー可能なケースがありましたら、事務局へのご相談、よろしくお願い致します。

併せて、今回は「大阪社会福祉士会 成年後見人等の受任に関する注意喚起」の書類を同封しておりますので、ご一読のほど、よろしくお願い致します。

3つ目は、昨年9月より、アドバイザー事業という事業が開始されています。この事業は、ぱあとなあで活動されている方が、「支援方針で〇〇と□□のやり方で悩んでいる」等、普段の後見活動で、ちょっとした悩み相談ができる体制を整えました。相談日時は、祝日を除く、月曜日と金曜日の10:00～12:30・13:15～17:00となっています。後見活動をする上で、お気軽に活用してもらえると大変うれしく思います。

「大阪市中心区 生活困窮事業が始まりました」

最後に、大阪社会福祉士会では、この4月より大阪市中心区において、生活困窮者事業を受託致しました。今後、福祉ニーズが益々複雑化する中で多様な支援方法が求められています。今後も皆様と共に自己研鑽ができるように努めていきたいと思っております。引き続き、よろしくお願い致します。

生涯研修センター情報 2024年度基礎研修I アンケート結果より

生涯研修センター研修部会 副部会長 秋山昌平

2月16日開催の2024年度基礎研修Iのアンケート結果をご報告いたします。

まず受講者数は105名で、回答者は80名でした(回答率76%)。性別は男性(45%)、女性(50%)、回答しません(5%)と、わずかに女性が多いです。年代は、①50代(39%)、②40代(36%)、③60歳以上(13%)、④30代(11%)、⑤20代(1%)という順番でした。

実践現場については、図表1のとおりでやはり高齢者分野が半数近くを占めます。

資格取得前後の実務経験は、図表2の各年数別の棒グラフの左側になり、社会福祉士取得前はおおよそ6割の方が10年以上の実務経験がある方に対し、右側は資格取得後の実務経験で、5年未満の方が6割程おられます。

受講動機については、図表3をご覧ください。例年通り、成年後見人養成研修受講が最も多いです(36%)。

基礎研修I全体の感想です。良かった42名(53%)、まあまあ良かった36名(45%)、あまり良くなかった2名(2%)という結果でした。一部、感想等をご紹介します。

図表1-実践現場
(複数回答可)

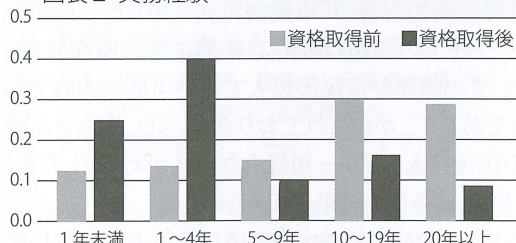
分野	%
高齢	42
障がい	19
児童	7
医療	9
行政	9
社協	5
学校	1
なし	1
その他	6

- ・専門職としての役割などを、改めて考える機会になった。
- ・分野が違えど、同じ社会福祉士同士の交流ができて良かったです。
- ・課題提出方法や研修資料の検索など、分かりにくかったです。
- ・研修内容の連絡をわかりやすくして欲しい。
- ・先輩方の善意にて、十分な研修をしてもらっていると思います。
- ・オンラインで受けられる研修が増えると良い。
- ・運営側にも受講側にも負担が大きくなりたくない事を期待します。
- ・社会福祉士の質を上げることが目的に、基礎研修の評価はある程度厳しい基準にさせていただきたいです。折角なので、やはり基礎研修を受けた社会福祉士は違うな、という、社会福祉士を育てる機関として存在して欲しいです。

大阪社会福祉士会が発足して33年になります。少ない会員数で手弁当から始まった会活動は時を経て、現在会員数2,400名を越える組織に至っています。会の運営面に関しては、改善を図っていく点多々あると思いますが、専門職としての質の担保という点では、基礎研修のオンラインやe-ラーニングの導入は、とても慎重に判断したいと考えています。地域共生社会において、社会福祉士が求められている役割・機能には、様々な「つながり」をつくることがあり、何より重要なことだと考えています。

この基礎研修で出会う人たちとのつながりも、会員一人ひとりにとって、大きな財産となるのではないのでしょうか。研修の日数や課題・レポートなど、大変だと思いますが、ぜひ基礎研修を受講し、修了後も社会福祉士として会と一緒に支え、盛り上げていって頂けたら幸いです。

図表2-実務経験



図表3 受講動機について(複数回答可)

動機	%
社会福祉士の社会的役割の追究	10
実習指導等の人材育成	4
自己研鑽	30
独立型社会福祉士	13
認定社会福祉士取得	7
成年後見人養成研修受講	36

地域情報

堺支部の活動を紹介させていただきます。

堺支部 小名京子

皆様、こんにちは!堺支部の支部長小名京子と申します。堺支部の活動の一部を紹介させていただきます。堺支部の特徴と致しましては堺市単体で1つの支部が構成されていることです。大阪には9つの支部がありますが、複数の市町村にまたがる、もしくは大阪市のように大きな市は2つに支部が分かれるということがあるのですが、堺市支部は堺市が支部エリアとなっています。支部活動において堺市へ支部研修の後援依頼や堺市社協主催福祉イベントへの参加についてなど自治体との連携は大変スムーズに動くことができています。今年度初めての取り組みと致しまして大阪介護支援専門員協会(ケアマネ協会)堺ブロックと合同研修を2025年1月25日に開催しました。ケアマネと社会福

祉士同じ福祉の立場で仕事をする仲間ですが、今まで職能団体として一緒に研修をする機会がありませんでした。介護支援専門員協会堺ブロックも堺支部同様堺市が1つのブロックという同じ状況での活動エリアとなっています。今回2つの職能団体の共同研修のきっかけとしましては、小名がケアマネ協会堺ブロック南区支部の支部長をさせて頂いていることもあり、また両方の資格を持ち活動している会員の方も多いのでケアマネ協会堺ブロックと、大阪社会福祉士会堺支部とで何か一緒に出来ないかなという思いから今回の研修が実現しました。今回の研修は立命館大学産業社会学部特任教授・名誉教授である中村正先生にお越しいただき「元気が出る事例検討会」と題し、家族システム

という技法を学びグループワークを通じてそれぞれ活動しているフィールドの視点を共有するという楽しい気づきのある研修となりました。この2つの職能団体合同研修企画は1回で終わるのではなくこれを第1回目と位置づけ、お互い職能団体として会員のスキルアップや交流をより深めていきたいという共通の

認識を持つことが出来ました。何より職能団体への加入率のアップが共通の課題ということもあり、お互いの会員の皆様にとってネットワークが広がるような研修を企画していくことで職能団体への入会を推進していきたいと思います。

活動予定

4月

1 火	なにわだより発行
2 水	
3 木	
4 金	
5 土	
6 日	
7 月	相談C支援班会議
8 火	理事運営会議
9 水	
10 木	生涯研修部会／地域包括NW委員会
11 金	
12 土	
13 日	
14 月	
15 火	
16 水	バリアフリー展
17 木	支部長事務局長会議／バリアフリー展
18 金	後見必須研修／バリアフリー展
19 土	
20 日	受験対策：合格祝賀会
21 月	
22 火	相談C相談部会
23 水	
24 木	
25 金	
26 土	
27 日	
28 月	
29 火	(昭和の日)
30 水	

5月

1 木	
2 金	実習指導者フォローアップ研修
3 土	(憲法記念日)
4 日	(みどりの日)
5 月	(こどもの日)
6 火	(振替休日)
7 水	
8 木	生涯研修部会／地域包括NW委員会
9 金	
10 土	
11 日	
12 月	
13 火	理事運営会議
14 水	
15 木	支部長事務局長会議
16 金	
17 土	
18 日	理事会
19 月	
20 火	相談C運営会議
21 水	
22 木	後見必須研修
23 金	
24 土	
25 日	
26 月	
27 火	
28 水	
29 木	
30 金	
31 土	

相談センター ぱあとなあの取り組みについて

相談センター 担当理事 澤村康孝

みなさま、こんにちは!相談センターぱあとなあの澤村康孝と申します。いつも大変お世話になっております。今年度は、成年後見人の名簿登録者が600名を超えました。成年後見制度が開始し、約25年が経過する中で、被後見人等の状態や周囲を取り巻く環境も大きく変化しています。このような状況下において、ぱあとなあの会員の皆様も、福祉事業所、行政、社会福祉協議会等、多岐にわたる現場での知識、技術、経験を活かし、専門職後見人として活動されています。

さて、ぱあとなあでは昨今、大きな動きがありますのでご案内したいと思います。1つ目は、2025年4月から、後見等事務報告書等の書式が変わります。

第3 本人の意思確認について【参考:様式1(一部抜粋)】

1 「第2 これまでに行った後見等事務について」で記載した後見等事務の内容は、本人の意思に沿ったものですか。

- ☐ ① 本人が表明した本人の意思に沿っている
- ☐ ② 本人の意思確認が困難なため推定した本人の意思に沿っている
- ☐ ③ 本人の意思が推定できないため、本人にとって最も良い方法を検討し判断した
- ☐ ④ 本人の意思及び推定の意思と異なる判断をした
- ☐ ⑤ その他(今後本人に説明する予定である等)
- ☐ ⑥ 事務によって当てはまる選択肢が異なる

詳しくは、「後見サイト 大阪家庭裁判所後見センター」⇒【重要なお知らせ】◆令和7年4月から後見等事務報告書等の書式が変更されます。⇒「変更後の書式はこちら(最高裁判所後見ポータルサイトへ)」と進んでいくと、後見等事務報告書に関する、初回報告、定期報告、それぞれの書式がダウンロードできるようになっています。今回の改正では、初回報告、定期報告ともに、「本人の意思確認」を問う設問が記載されています。私たち社会福祉士が、クライアントと向き合う時、「本人の意思確認」は当然のことですが、この報告書の中には、様式1にあるように①～⑥について、「意思確認」を詳細に聞いています。この様式1は、見て、意思決定支援の3要素である(1)「意思形成の支援」(適切な情報、認識、環境の下で意思が形成されることに対する支援)(2)「意思表示の支援」(形成された意思を適切に表明・表出することに対する支援)(3)「意思実現」の支援(本人の意思を日常生活・社会生活に反映することに対する支援)を反映しています。

この4月から後見等事務報告書等の書式の変更に伴い本人の意思確認とはどういうことか、意思決定支援とはどのようにアプローチすれば、より良い支援が展開できるか、再考しなければならぬと感じています。

2つ目、市民後見人へのリレーについてです。昨年4月に、ぱあとなあの皆様には、市民後見リレーに関する周知をさせていただきました。市民後見人へのリレーは、令和6年4月1日より被後見人等の誕生月に家庭裁判所へ提出する後見等事務報告書に『市民後見人へのリレーについて(専門職後見人へのお尋ね)』の項目が追加されました。この様式変更は、市民後見人の活動を促進することを目的としたものであり、積極的に市民後見人へのリレーをお願いする内容となっています。

要件としては、(1)受任している事案が後見類型であること(2)被後見人の居住地が「市民後見人養成の取組みがある市町村」であること(3)後見等事務報告書『市民後見人へのリレー』について、後見人から見て当てはまるものすべて項目に該当すること(4)後見等事務報告書の「市民後見人へのリレー」について、市民後見人受任上の問題・課題」具体的には、「財産管理、身上保護についての課題が市民後見人に対応可能な内容であることが前提」であることが記されております。もし、みなさんの活動の中で、市民後見人へリレー可能なケースがありましたら、事務局へのご相談、よろしくお願い致します。

併せて、今回は「大阪社会福祉士会 成年後見人等の受任に関する注意喚起」の書類を同封しておりますので、ご一読のほど、よろしくお願い致します。

3つ目は、昨年9月より、アドバイザー事業という事業が開始されています。この事業は、ぱあとなあで活動されている方が、「支援方針で〇〇と□□のやり方で悩んでいる」等、普段の後見活動で、ちょっとした悩み相談ができる体制を整えました。相談日時は、祝日を除く、月曜日と金曜日の10:00～12:30・13:15～17:00となっています。後見活動をする上で、お気軽に活用してもらえると大変うれしく思います。

「大阪市中心区 生活困窮事業が始まりました」

最後に、大阪社会福祉士会では、この4月より大阪市中心区において、生活困窮者事業を受託致しました。今後、福祉ニーズが益々複雑化する中で多様な支援方法が求められています。今後も皆様と共に自己研鑽ができるように努めていきたいと思っております。引き続き、よろしくお願い致します。